

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則..... (法制文書課)	79
訓 令	
○北海道取扱注意文書管理規程の一部を改正する訓令等の一部を改正する訓令..... (法制文書課)	79
告 示	
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正..... (環境保全課)	80
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正..... (環境保全課)	80
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正..... (環境保全課)	80
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	81
○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正..... (地域福祉課)	81
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	82
○土地改良区連合が行う土地改良事業の廃止の認可..... (農業支援課)	82
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農地調整課)	82
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	83
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	83
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	83
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	83
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	85
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (物品管理課)	85
道企業管理規程	
○ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程.....	86
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	86

規 則

知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第10号
知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則(平成15年北海道規則第110号)の一部を次のように改正する。
附則第3項中「北海道総合文書管理システム」を「出先機関に置かれる課(課に相当する組織を含む。以下同じ。)又は課を置かない出先機関で、北海道総合文書管理システム」に、「出先機関(以下単に「出先機関」を「もの(以下「システム対象外機関」に、「当該出先機関」を「当該システム対象外機関」に改める。
附 則
この規則は、平成18年3月1日から施行する。

訓 令

本 庁
出 先 機 関

北海道訓令第4号
北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令等の一部を改正する訓令
(北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令の一部改正)
第1条 北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令(平成15年北海道訓令第22号)の一部を次のように改正する。
附則第3項中「北海道総合文書管理システム」を「出先機関に置かれる課(課に相当する組織を含む。以下同じ。)又は課を置かない出先機関で、北海道総合文書管理システム」に、「出先機関(保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課を除く。以下単に「出先機関」を「もの(以下「システム対象外機関」に、「当該出先機関」を「当該システム対象

外機関」に改める。

(北海道文書管理規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第2条 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令(平成15年北海道訓令第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「総合文書管理システムの」を「出先機関に置かれる課(課に相当する組織を含む。以下同じ。)又は課を置かない出先機関で、総合文書管理システムを」に、「出先機関(保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課を除く。以下単に「出先機関」を「もの(以下「システム対象外機関」に、「当該出先機関」を「当該システム対象外機関」に改める。

附則第5項中「出先機関」を「システム対象外機関」に、「総合文書管理システムの」を「総合文書管理システムを」に改める。

(北海道公報発行取扱規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第3条 北海道公報発行取扱規程の一部を改正する訓令(平成15年北海道訓令第30号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「北海道総合文書管理システムを利用し難い事由のある出先機関」を「出先機関に置かれる課(課に相当する組織を含む。以下同じ。)又は課を置かない出先機関で、北海道総合文書管理システムを利用し難い事由のあるもの(以下「システム対象外機関」という。)」に、「当該出先機関」を「当該システム対象外機関」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

告 示

北海道告示第155号

昭和63年北海道告示第315号(騒音規制法に基づく規制地域等の指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。ただし、「端野町、留辺蘂町」の削除は平成18年3月5日から、「栗沢町」の削除及び「虻田町」を「洞爺湖町」に、「早来町」を「安平町」に、「鶴川町」を「むかわ町」とする改正は平成18年3月27日から、「女満別町」を「大空町」に、「静内町」を「新ひだか町」とする改正は平成18年3月31日から施行する。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

「栗沢町」及び「端野町、留辺蘂町」を削り、「女満別町」を「大空町」に、「虻田町」を「洞爺湖町」に、「早来町」を「安平町」に、「鶴川町」を「むかわ町」に、「門別町」を「日高町」に、「静内町」を「新ひだか町」に改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となった日である。

北海道告示第156号

昭和63年北海道告示第317号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。ただし、「端野町、留辺蘂町」の削除は平成18年3月5日から、「栗沢町」の削除及び「虻田町」を「洞爺湖町」に、「早来町」を「安平町」に、「鶴川町」を「むかわ町」とする改正は平成18年3月27日から、「女満別町」を「大空町」に、「静内町」を「新ひだか町」とする改正は平成18年3月31日から施行する。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

「栗沢町」及び「端野町、留辺蘂町」を削り、「女満別町」を「大空町」に、「虻田町」を「洞爺湖町」に、「早来町」を「安平町」に、「鶴川町」を「むかわ町」に、「門別町」を「日高町」に、「静内町」を「新ひだか町」に改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となった日である。

北海道告示第157号

平成元年北海道告示第397号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定)の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。ただし、「端野町、留辺蘂町」の削除は平成18年3月5日から、「栗沢町」の削除及び「虻田町」を「洞爺湖町」に、「早来町」を「安平町」に、「鶴川町」を「むかわ町」とする改正は平成18年3月27日から、「女満別町」を「大空町」に、「静内町」を「新ひだか町」とする改正は平成18年3月31日から施行する。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

「栗沢町」及び「端野町、留辺蘂町」を削り、「女満別町」を「大空町」に、「虻田町」を「洞爺湖町」に、「早来町」を「安平町」に、「鶴川町」を「むかわ町」に、「門別町」を「日高町」に、「静内町」を「新ひだか町」に改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により指定されていたものに係る同法第8条第3項に規定す

る「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

北海道告示第158号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	淫母の性教育 奥までちょうだい!	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	叔母と甥 溺れた恥縁	同		
同	姉妹 淫乱な愛戯	新東宝映画		
同	巨乳DOLL わいせつ飼育	オービー映画		
同	新日本映像ニュース (淫母の性教育 奥までちょうだい!)	新日本映像		
同	新日本映像ニュース(叔母と甥 溺れた恥縁)	同		

北海道告示第159号

昭和28年北海道告示第1799号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域）の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。ただし、別表の1市の区域の表北見市の項の改正規定並びに別表の2町村の区域の表端野町の項、留辺蘂町の項及び常呂町の項を削る改正規定は同月5日から、同表枝幸町の項の改正規定、同表歌登町の項を削る改正規定及び別表付表4を別表付表6とし、別表付表3の次に2表を加える改正規定（別表付表3の次に別表付表4を加える部分に限る。）は同月20日から施行する。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

別表の1市の区域の表北見市の項中「229人」を「301人」に、

第11同	相内町 西相内
------	------------

第11同	相内町、東相内町、美園、豊田、西相内、住吉、本沢、柏木、豊里
第12同	留辺蘂町旭1区、留辺蘂町旭北、留辺蘂町旭公園、留辺蘂町旭3区、留辺蘂町旭中央、留辺蘂町旭西、

東相内町、美園、豊田、住吉、本沢、柏木、豊里

を

	留辺蘂町旭東、留辺蘂町旭南、留辺蘂町東町、留辺蘂町泉、留辺蘂町大富、留辺蘂町温根湯温泉、留辺蘂町金華、留辺蘂町上町、留辺蘂町川北、留辺蘂町厚和、留辺蘂町栄町、留辺蘂町昭栄、留辺蘂町滝の湯、留辺蘂町富岡、留辺蘂町豊金、留辺蘂町仲町、留辺蘂町花丘、留辺蘂町花園、留辺蘂町平里、留辺蘂町富士見、留辺蘂町松山、留辺蘂町丸山、留辺蘂町瑞穂、留辺蘂町宮下町、留辺蘂町元町、留辺蘂町大和
第13同	端野町端野、端野町一区、端野町二区、端野町三区、端野町川向、端野町協和、端野町緋牛内、端野町忠志、端野町豊実、端野町北登
第14同	常呂町字岐阜、常呂町字共立、常呂町字栄浦、常呂町字常呂、常呂町字土佐、常呂町字富丘、常呂町字豊川、常呂町字登、常呂町字東浜、常呂町字日吉、常呂町字福山、常呂町字吉野

に改め、同表伊達市の項中「74人」を「83人」に、

伊達市民生委員協議会	伊達市一円
------------	-------

を

伊達地区民生委員協議会	伊達市のうち大滝地区民生委員協議会を組織する区域を除く区域
大滝地区同	大滝区

に改める。

別表の2町村の区域の表枝幸町の項中「24」を「38」に、「枝幸町 一円」を「付表4のとおり」に改め、同表歌登町の項、端野町の項、留辺蘂町の項、常呂町の項及び大滝村の項を削り、同表日高町の項中「11」を「52」に、「日高町 一円」を「付表5のとおり」に改め、同表門別町の項を削り、同表幕別町の項中「付表4」を「付表6」に改める。

別表付表4を別表付表6とし、別表付表3の次に次の2表を加える。
付表4

民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
枝幸地区民生委員協議会	枝幸町のうち歌登地区民生委員協議会を組織する区域を除く区域
歌登地区民生委員協議会	歌登

付表5

民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
日高区民生委員協議会	本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町、若葉町、字千栄、字日高、字富岡、字三岩
門別区民生委員協議会	富川東、富川西、富川南、富川北、富川駒丘、字平賀、字富浜、字福満、字緑町、門別本町、字旭町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字清島、字賀張、字厚賀町、字美原、字豊田、字正和、字三和

北海道告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年2月17日、東和土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第1項の規定により、平成18年2月20日、雨竜川土地改良区連合の行う土地改良（維持管理）事業の廃止を認可した。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第162号

昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 昭和46年北海道告示第2814号のうち、門別地域の事項を削り、伊達地域の事項を次のように改める。

伊達地域

伊達市の区域のうち、図面（第27号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める市街化区域（平成16年北海道告示第391号により変更告示された後の市街化区域）及び用途地域（平成6年北海道告示第1567号により変更告示された後の用途地域）、自然公園法で定める支笏洞爺国立公園の特別保護地区、コロニー太陽の園の区域、国有林野の区域（後志森林管理署管轄区域の115（へ、と及びり小班の区域に限る。）及び177林班の区域を除く。）、後志胆振地域森林計画の伊達市有林野の11、12、29及び37林班の区域、後志胆振地域森林計画の伊達市の民有林野の32、35、36（5から8まで及び12から21までの小班の区域に限る。）、37（25、27から29まで、32から35まで及び76から79までの小班の区域に限る。）、38、41及び42林班の区域、後志胆振地域森林計画の大滝村有林野の区域、後志胆振地域森林計画の壮瞥町有林野の区域並びに後志胆振地域森林計画の大滝村の民有林野の1（47から50まで、53から57まで及び77から84までの小班の区域に限る。）、2から13まで、15から19まで、21から27まで、28（5から8まで、10及び12小班の区域に限る。）、29から31まで、32（14から16までの小班の区域に限る。）、36から38まで、39（12から28まで及び31から33までの小班の区域に限る。）、40（45から47まで、49から57まで、93及び97から107までの小班の区域に限る。）、43（7小班の区域に限る。）、44、52、53（1から5までの小班の区域を除く。）、54（1から4まで、6及び9小班の区域を除く。）、55（2小班の区域を除く。）、56（1、15、16、18及び20から26までの小班の区域を除く。）、57（1から25まで、36から38まで及び43小班の区域に限る。）、59、60、61（1から10までの小班の区域に限る。）、62（3から11まで、24から26まで、29から33まで及び54から66までの小班の区域に限る。）及び63から73までの林班の区域）に該当する区域を除いた区域

2 昭和47年北海道告示第3389号のうち、大滝地域の事項を削り、日高地域の事項を次のように改める。

日高地域

日高町の区域のうち、図面（第35号）の赤色で着色した部分（都市計画法で定める用途地域、防衛庁所管の土地（自衛隊駐とん地）の区域、国有林野の区域、日高地域森林計画の日高町有林野の229から236まで、239、240、245及び262林班の区域、日高地域森林計画の日高町の民有林野の237林班の区域、日高地域森林計画の門別町有林野の78から80まで、82から88まで、91、98、99、112から128まで、131から133まで、135、136、277、278、282から287まで、290から292まで、306及び314林班の区域並びに日高地域森林計画の門別町の民有林野の44（26から28まで、34、39、42、43、54及び55小班の区域に限る。）、45（1、2、6から14まで、19から28まで、30から47まで、50から56まで、58及び59小班の

区域に限る。)、46、47(1から6まで及び30から47までの小班の区域に限る。)、48(6、8から12まで、17から19まで、22及び25小班の区域に限る。)、52(2、10、11、24及び26から28までの小班の区域に限る。)、53から56まで、57(1から3まで、8から15まで、17及び18小班の区域に限る。)、58(3から12まで及び19から26までの小班の区域に限る。)、59(1から9まで及び11から25までの小班の区域に限る。)、62(1小班の区域に限る。)、64(1小班の区域に限る。)、71から75まで、81、92から97まで、100から111まで、188から190まで、196、197、200から204まで、205(1から5まで、7、8、11から13まで、15から45まで及び47から56までの小班の区域に限る。)、206(6から19まで、31、32及び40から42までの小班の区域に限る。)、207(1から4まで及び11から28までの小班の区域に限る。)、208、209(19から21までの小班の区域に限る。)、210、211、213(6、10から15まで及び19小班の区域に限る。)、215(2から9までの小班の区域に限る。)、216、217、240、244、245、247(3から5まで、7から11まで、13、15、19から22まで、25、29、30、38、44から46まで、48から53まで、59から62まで、65、68、69、72から75まで、78及び79小班の区域並びに字賀張317番地の93及び132の区域を除く。)、248(2、3及び21小班の区域並びに字賀張317番地の135、136及び160の区域を除く。)、249から254まで、256、259から276まで、279から281まで、295から297まで、307から314まで、316から335までの林班の区域)に該当する区域を除いた区域

北海道告示第163号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成18年3月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
美瑛	地域水田農業支援緊急整備[緊急整備型](暗きよ、区画整理、客土、農業用排水、農用地造成、除れき)	北海道上川支庁
和寒中央	地域水田農業支援緊急整備[緊急整備型](暗きよ、区画整理、客土、除れき)	同
名寄	同(暗きよ、区画整理、客土、農業用排水)	同
士別	同(暗きよ、区画整理、農業用排水、除れき)	同
南剣淵	同(暗きよ、区画整理、客土、農業用排水)	同

東神楽	同(暗きよ、客土、農業用排水)	同
瑞生	経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、客土、暗きよ)	同

北海道告示第164号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年3月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
土佐第2	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きよ、土層改良)	北海道網走支庁
女満別	畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水、農道、土層改良、暗きよ、区画整理、農用地造成)	同

北海道告示第165号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、次の地区の換地処分をした。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 奈井江町京極地区
- 2 栗沢町小西地区
- 3 幌加内町幌里東地区
- 4 新十津川町吉沢地区

北海道告示第166号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡今金町・久遠郡せたな町(以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
今金町(次の図に示す部分に限る。)
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡今金町・久遠郡せたな町(以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡せたな町(国有林。次の図に示す部分に限
る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 赤平市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 赤平市・芦別市(以上2市について次の図に示す部
分の所在場所 分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
赤平市・芦別市(以上2市について次の図に示す部分に限る。)
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、士
別市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 9(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 10(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
平取町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 11(1) 指定施業要件変更予定保安林 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上士幌町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上士幌町（国有林）、上士幌町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 米原田浦線	勇払郡鷗川町字米原1021番3地先から 勇払郡鷗川町字春日373番地先まで	平成18. 3. 1 13時

北海道告示第168号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項北ひびき農業協同組合の事項中「同 和寒基幹支所」の次に次の1事項を加える。

同 剣淵基幹支所

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第1号

ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月28日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

ポンテシオダム管理規程の一部を改正する規程

ポンテシオダム管理規程(昭和59年北海道企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1人」を「1名」に改める。

別表第1摘要欄中「TEL 01652-3-2191」を「TEL 0165-23-2191」に、「FAX 01652-2-1678」を「FAX 0165-22-1678」に、「TEL 016528-2121」を「TEL 0165-28-2121」に、「FAX 016528-3678」を「FAX 0165-28-3678」に、「TEL 016528-2054」を「TEL 0165-28-2054」に、「TEL 016528-2301」を「TEL 0165-28-2301」に、「FAX 016528-3679」を「FAX 0165-28-3679」に、「TEL 0166-24-2321」を「TEL 0166-32-1111」に、「FAX 0166-24-5680」を「FAX 0166-32-2073」に改める。

別表第2スピーカーの位置覧中「6107-2番地」を「6107-1番地」に、「4734-12番地」を「4739番地」に、「4784-1番地」を「4784-7番地」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第33号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成18年3月1日から施行する。

平成18年2月28日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表札幌方面伊達警察署の項中

大 滝	同 大滝村 字本町10番1	同 大滝村	を
大 滝	伊達市大滝区 本町10番地1	伊達市大滝区	に改め、同表札幌方

面門別警察署の項中

		本 町	沙流郡門別町 字本町188番地	沙流郡門別町字本町、字緑町、字庫富、字広富、字旭町、字幾千世、字豊郷、字清畠及び字賀張
		厚 賀	同 字厚賀町215の1	同 字厚賀町、字美原、字豊田、字正和及び字三和
富 川			同 富川南2丁目1番5号	同 字富川町、字福満、字富浜及び字平賀
		平 取	同 平取町本町31番地2	同 平取町本町、字紫雲古津、字去場、字荷菜、字小平、字二風谷及び字川向
		荷 負	同 字荷負54番地5	同 字荷負、字貫気別、字生芽及び字旭

を

		本 町	沙流郡日高町 門別本町188番地の2	沙流郡日高町門別本町、字緑町、字庫富、字広富、字旭町、字幾千世、字豊郷、字清畠及び字賀張
		厚 賀	同 字厚賀町215番地の6	同 字厚賀町、字美原、字豊田、字正和及び字三和
富 川			同 富川南2丁目1番5号	同 富川東及び富川南の1丁目から6丁目まで、富川西1丁目から12丁目まで、富川北1丁目から7丁目まで、富川駒丘、字福満、字富浜並びに字平賀
		平 取	同 平取町本町25番地1	同 平取町本町、字紫雲古津、字去場、字荷菜、字小平、字二風谷及び字川向
		荷 負	同 字荷負54番地5	同 字荷負、字貫気別、字生芽、字旭及び字長知内

に、

日 高	同 日高町 字日高	同 日高町
-----	--------------	-------

を

日 高	同 日高町 本町東2丁目 291番地の1	同 日高町山手町、本町東、本町西、宮下町及び新町の1丁目から3丁目まで、松風町、栄町東、栄町西及び若葉町の1丁目及び2丁目、字千栄、字日高、字富岡並びに字三岩
-----	----------------------------	---

に改める。

